

青森県報

第千四十三号

令和八年
三月二十三日
(月曜日)

目 次

告 示

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第二十八条に規定する業務を行う者の指定……………(若者定着還流促進課) ……一
- 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例に基づく共生区域の指定……………(環境政策課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障がが課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 地方卸売市場に係る変更の認定……………(食ブランド・流通推進課) ……二
- 青森県土地利用基本計画の変更……………(監 理 課) ……三
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(消防保安課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青県土整備事務所) ……四
- 右……………(中南県土整備事務所) ……四
- 右……………(三八県土整備事務所) ……五
- 右……………(下北県土整備事務所) ……五
- 右……………(同) ……五

○右……………(同) ……六

正 誤

○令和七年三月三十一日号外第三十三号教育委員会中……………(学校教育課) ……六

告 示

青森県告示第百四十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第一項の規定により、次のとおり同法第二十八条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第二十七条第二項の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	住 所	事務所の所在地	指定に係る地域	指定年月日
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内字大室平九一の一	むつ市小川町一丁目一五の三一	むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の区域	令和八年四月一日

青森県告示第百四十三号

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(令和七年三月青森県条例第二号)第八条第一項の規定により、共生区域を次のとおり定め、令和八年三月二十四日から施行するので、同条第五項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、青森県環境エネルギー部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

市町村名	東 通 村
区 域	大字蒲野沢字大森一の二、一の三、一の四、一の五、二の二及び二の三 大字尻労字長石倉一の二並びに同大字字北野沢一の三、一の八、一の九、一の一〇及び一の一一 大字白糠字入込山国林三五二林班ろ二小班及びびろ三小班、三五八林班は一小班、へ一小班、ほ一小班及びびろ小班、三五九林班と小班及びへ小班、三六一林班イ小班及びと小班、三六二林班イ小班、に小班、ほ小班及びびろ小班、三六三林班イ小班、ろ小班、ろ一小班、ろ二小班、ろ三小班及びびろ四小班、三六六林班イ二小班、と二小班及びぬ小班、三六八林班イ二小班、ち小班、と小班、は一小班、へ一小班、へ二小班及びびろ一小班並びに三七〇林班は一小班及びびろ小班

青森県告示第百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定障害福祉サービス事業者
主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類
名 称	障害福祉サービスを行う事業所
所 在 地	指 定 年月日

合同会社再び	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田四の三三	就労定着支援	就労定着支援事業所 E P L A Y R	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田四の三三	令和八・四・一
--------	-----------------------	--------	-----------------------	-----------------------	---------

青森県告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	居宅介護・重度訪問介護	藤崎町社協ホームヘルプサービスセンター	令和八・三・三一
株式会社アドバンス	株式会社アドバンス	弘前市大字撫牛三丁目四の二	就労継続支援A型	就労継続支援A型事業所「あどばんす」	〃
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人内潟療護園	北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木二〇の二	自立訓練（機能訓練）	うちがた工房	〃

青森県告示第百四十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたの

で、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	住所	名称	位置	取扱品目	変更年月日
株式会社五所川原中央青果	五所川原市大字広田字柳沼六一の一	地方卸売市場株式会社五所川原中央	五所川原市大字広田字柳沼六一の一	生鮮食料品(野菜、果実)	令和八・三・九
白糠漁業協同組合	下北郡東通村大字白糠九字向流一〇	地方卸売市場白糠魚市場	下北郡東通村大字白糠九字向流一〇	鮮魚介類、冷凍魚介類、干及び加工品、海産物類及び海獣類	八・三・二

青森県告示第四百七十七号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

計画図変更の要旨	変更に係る区域の面積	関係市町村名
変更の内容		

森林地域の縮小

110.3ha

青森市、十和田市、深浦町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、南部町

青森県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
板柳町
- 二 都市計画事業の種類
板柳都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成二年十一月一日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（令和三年六月七日青森県告示第四百十八号）の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
汚水計画において、都市計画事業計画の変更認可（令和三年六月七日青森県告示第四百十八号）の事業地のうち、大字灰沼字東、大字赤田字松下、字品吉、大字三千石字二濁、字五十嵐、字木賊、大字福野田字常盤、大字野中字竹田、字龜田、字鶴住、大字石野字春日、字田毎、字宮本、大字辻字岸田、字福岡、字松元、大字小幡字宮本、字柳川、大字掛落林字前田、大字深味字西西田、字東西田、字岡部、大字長野字北村元、大字横沢字東宮元の各一部において事業地を変更する。

青森県告示第百四十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称 つがるにしきた農業協同組合	代表者の氏名 山中 満春	住 所 つがる市柏桑野木田幾世七の四	認定 年月日 令和 八・三・二
-------------------------	-----------------	-----------------------	--------------------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ダイキョウ
- 二 代表者の氏名 堤文仁
- 三 主たる営業所の所在地 青森市佃二丁目二二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―六）第一五〇七五号
- 五 取消年月日 令和八年一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社奈良建設
- 二 代表者の氏名 奈良悦雄
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字牡丹平字村ヨリ西一〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第八九二二号
- 五 取消年月日 令和八年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 ナビワーク

二 氏名 長見美津子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外三丁目八の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第二〇〇一三六号

五 取消年月日 令和八年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 岡本塗装

二 氏名 岡本正一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字上名久井字後ノ沢七の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第一七四六六号

五 取消年月日 令和八年一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 皆野建設株式会社

二 代表者の氏名 皆野文信

三 主たる営業所の所在地 むつ市栗山町八の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一〇一四五号

五 取消年月日 令和八年二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社東京堂
 二 代表者の氏名 内田征吾
 三 主たる営業所の所在地 むつ市金谷一丁目九の二五
 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第六〇〇一五四号
 五 取消年月日 令和八年一月二十六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 令和八年一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社今井興業
 二 代表者の氏名 今井雄亮
 三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町上野六〇の六
 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第六〇〇二六二号
 五 取消年月日 令和八年一月十四日
 六 取消しに係る建設業の許可
 解体工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

令和八年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

正 誤

学校教育課

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和七・三・三 号外第三三三号	規則	第四号	二	上	後ろから 八	第三条第二項第一号中	第三条第二項中

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県
 (印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付二十一円七十銭